

## 6 単元株制度の創設及び単位株制度の廃止

### (1) 単元株制度の創設

定款で一定の数の株式をもって一単元の株式とする旨を定めた場合には、一単元の株式につき1個の議決権を与えることとし(法第241条第1項ただし書)、一単元の株式数に満たない数の株式について、定款で株券を発行しない旨を定める等の制限を設けることができることとする単元株制度が創設された。

### (2) 一単元の株式の数

ア 会社は、定款により、一単元の株式の数を定めることができることとされた(法第221条第1項)。この数は、1,000及び発行済株式の総数の200分の1に相当する数を超えることができない。

イ 一単元の株式の数を減少し、又はその数の定めを廃止する場合においては、取締役会の決議により、定款を変更することができることとされた(法第221条第2項)。

ウ 数種の株式を発行する会社については、一単元の株式の数は、株式の種類ごとに定めなければならない(法第221条第3項)。ただし、平成13年12月31日までの間に一単元の株式の数を定める場合には、株式の種類ごとに定める一単元の株式の数は、同一の数としなければならないこととされた(改正法附則第9条第1項)。

### (3) 一単元の株式の数の登記

一単元の株式の数は、登記事項とされた(法第188条第2項第3号、第175条第2項第4号ノ4)。

ア 登記の事由及び登記すべき事項

登記の事由は、「一単元の株式の数の設定」とする。

登記すべき事項は、一単元の株式の数を設定した旨及びその年月日であり、登記用紙中「その他の事項」欄に記載するものとする（別紙記載例2）。

なお、電子情報処理組織により登記事務を取り扱う場合には、株式会社登記簿の株式・資本区に記録することとされた（商登規別表第7）。

#### イ 申請書の添付書類

定款を変更して一単元の株式の数を設定した場合の変更登記の申請書には、代理人によって申請する場合のその権限を証する書面のほか、定款を変更する商法第343条の決議をした株主総会の議事録を添付しなければならない（商登法第79条第1項）。

### （4） 一単元の株式の数の変更又は一単元の株式の数の定めを廃止の登記

#### ア 登記の事由及び登記すべき事項

登記の事由は、「一単元の株式の数の変更」又は「一単元の株式の数の定めを廃止」とする。

登記すべき事項は、一単元の株式の数につき変更を生じ、又は一単元の株式の数の定めを廃止した旨及びその年月日である（別紙記載例3）。

#### イ 申請書の添付書類

定款を変更して一単元の株式の数を増減し、又は一単元の株式の数の定めを廃止した場合の変更登記の申請書の添付書類は、（3）のイと同様である。ただし、一単元の株式の数を減少し、又はその数の定めを廃止する場合において、取締役会においてその旨の決議をしたときは（法第221条第2項）、株主総会議事録に代えて、取締役会議事録を添付しなければならない。

### （5） 単元株制度と議決権

#### ア 単元株制度を採る会社の議決権は、一単元の株式につき1個とされ、単元未満

株式については、議決権を有しないこととされた（法第241条第1項）。

イ 単元株制度を採る会社の議決権の数は、株式の数を一単元の株式の数で除した数と一致しない場合があることから、株主総会の議決方法に関する規定が議決権の数を基準とした規定に改められた（法第239条第1項、第343条、第348条第1項等）ほか、旧法において「発行済株式の総数」と規定されていたもののうち、議決権のある株式の数を意味するものについては、「総株主の議決権」と改められた（法第358条第8項、第374条ノ23第8項、第381条第1項等）。

ウ 法施行前に招集の手続が開始された創立総会における議決権の数又は法施行前に招集の手続が開始された株主総会若しくは種類株主総会における議決権の数及び定足数に関しては、なお従前の例によることとされた（改正法附則第10条）。

#### （6） 単元未満株式の取扱い

ア 一単元の株式の数を定めた会社は、定款により1株に満たない端数を端株として端株原簿に記載しない旨（法第220条ノ2第2項）を定めたものとみなすこととされた（法第221条第4項）。

イ 株主は、会社に対し、自己の有する一単元の株式の数に満たない数の株式の買取りを請求することができることとされた（法第221条第6項、第220条ノ6）。

#### （7） 単位株制度の廃止

ア 額面株式の廃止及び1株当たりの純資産額の制限の廃止に伴い、単位株制度は廃止され、登記事項から単位株に関する部分が除かれた（商法等の一部を改正する法律（昭和56年法律第74号）附則第15条から第21条までの削除）。

イ 法施行の際現に単位株制度を採っている会社は、法施行日において、その一単位の株式の数を株式の種類ごとに一単元の株式の数として定める旨の定款の変更の決議をしたものとみなすこととされた（改正法附則第9条第2項）。この場合には、一単元の株式の数は、当該みなされた数及び発行済株式の総数の200分の1に相当する数を超えることができない（同項後段）。

（8） 単位株制度の廃止に伴う登記の取扱い

ア 法施行日において現に効力を有する一単元の株式の数の登記については、法施行後は、一単元の株式の数の登記として取り扱うこととし、当該登記の記載のうち「一単元の株式の数」の文字を朱抹した上、改めて「一単元の株式の数」と記載するものとする。その際、朱抹を行った年月日等の記入は要しない（別紙記載例4）。

イ アの朱抹及び記載は、法施行後、当該会社について、最初に登記の申請があったとき、又は登記簿謄抄本の交付請求に基づき登記簿謄抄本を作成するとき若しくは閲覧に供するときまでに行うものとする。

なお、現に効力を有しない一単元の株式の数の登記及び閉鎖された登記用紙については、上記の処理を行うことを要しない。

ウ 電子情報処理組織により登記事務を取り扱う場合の株式会社登記簿については、記録すべき事項の名称が「一単元の株式の数」から「一単元の株式の数」に変更された（商登規別表第7）。